

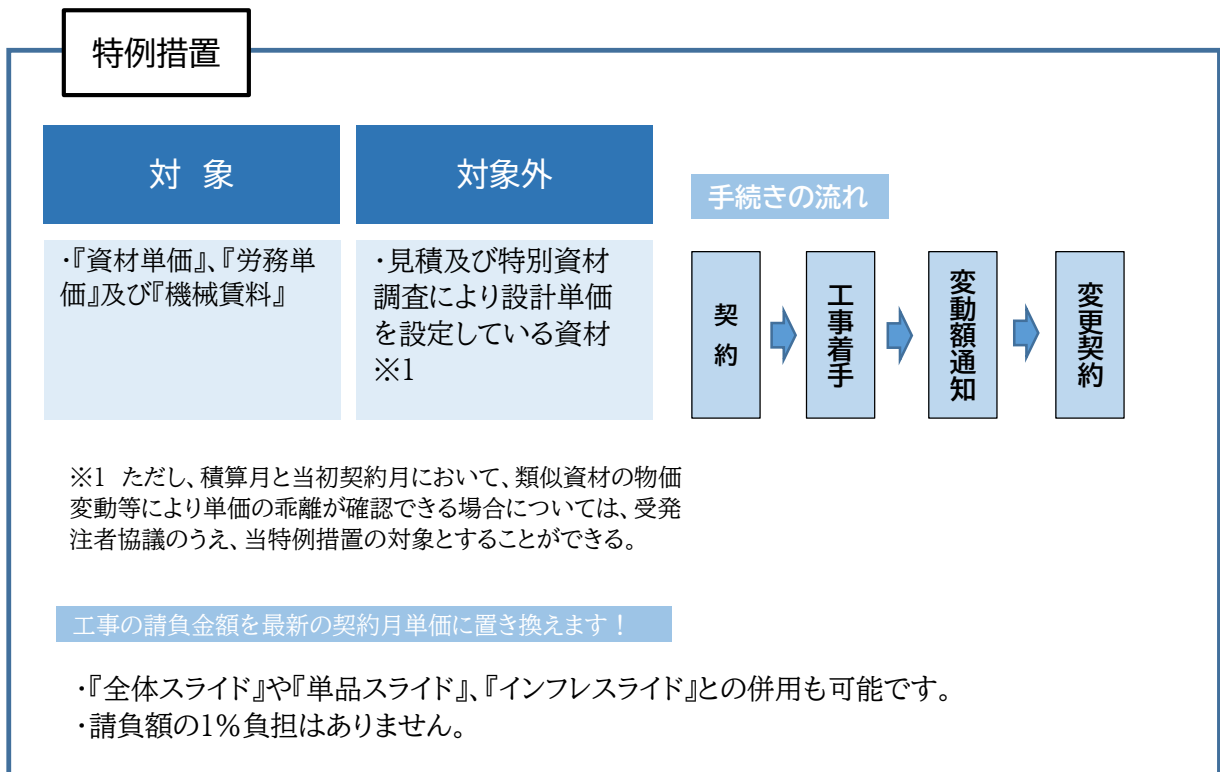
安来市土木工事における資材価格等の変動対策について

スライド制度は、安来市工事請負契約書第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、すべての工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

－資材価格の変動に対する特例措置について－

資材価格高騰に対する特例措置(以下「特例措置」という。)は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更するものです。



- ・設計価格 200 万円以上の営繕工事以外の工事を対象とします。
- ・令和8年4月1日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更と併せて変更契約時に行うものとします。